

第35回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月28日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 16名
4. 欠席委員 1名
5. 議事日程
 - 日程第1 農業委員会業務報告について
 - 日程第2 議案第12号 現況証明願いについて
 - 日程第3 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第14号 農地法第4条の規定による許可について
 - 日程第5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可について
 - 日程第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第7 議案第17号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価について
 - 日程第8 議案第18号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第35回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は16名であります。

阿部 良富委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、12番木村博文委員、13番吉田 洋一委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年3月28日の第34回総会以降で、報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1番 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてでございます。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他9筆 130,054㎡

契約年月日 平成26年5月30日

解約年月日 平成29年3月10日

経営基盤強化法による賃貸借です。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆 1,422㎡のうち550㎡

契約年月日 平成25年12月20日

解約年月日 平成29年3月31日

農地法第3条による賃貸借です。

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆 24,626㎡のうち4,950㎡

契約年月日 平成25年12月20日

解約年月日 平成29年3月31日

農地法第3条による賃貸借です。

番号4番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆 19, 568㎡のうち588㎡

契約年月日 平成12年9月18日

解約年月日 平成29年3月31日

農地法第3条による使用貸借です。

番号5番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他11筆 246, 000㎡

契約年月日 平成12年11月30日

解約年月日 平成29年3月31日

農地法第3条による使用貸借です。

2番 農地のあっせん報告についてでございます。

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年4月18日 第4班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在等 (地番) 他3筆 83, 787㎡

価格 13, 030, 000円 10a当り 155, 513円

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年4月19日 第3班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在等 (地番) 他8筆 196, 785㎡

価格 30, 360, 000円 10a当り 154, 280円

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年4月19日 第3班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在等 (地番) 他2筆 49, 215㎡

価格 7,620,000円 10a当り 154,831円

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年4月20日 第1班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在等 (地番) 他11筆 130,865.25㎡

価格 11,290,000円 10a当り 86,272円

あっせん年月日及びあっせん班 平成29年4月24日 第2班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在等 (地番) 1筆 5,021㎡

価格 250,000円 10a当り 49,791円

3番 会議関係でございます。

(1) 4月11日に、小麦圃場における雪腐病調査。これは普及所が主体となつて行なっておりますが、会長は欠席しております。

(2)～(3) 4月14日に、第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議、十勝農業委員会連合会通常総会が開催され、会長と私とで出席しております。(4) そのあとに、十勝農業委員会連合会事務局協議会が開催され、私が出席しております。

(5) 4月18日に、農地転用会議が第4班によって開催され、会長代理が出席しております。農地転用案件は1件でございました。

(6) 4月19日に、農地転用会議が第3班によって開催され、会長代理が出席しております。農地転用案件は3件でございました。

(7) 4月20日に、農地転用ほか会議が第1班によって開催され、会長代理が出席しております。農地転用案件が3件、現況証明案件が1件でございました。

(8) 4月21日に、第69回大樹町農業協同組合通常総会が開催され、会長が出席しております。

(9) 4月25日に、第69回忠類農業協同組合通常総会が開催され、会長が出席しております。

(10) 4月26日に、大樹町農業担い手センター全体会議が開催され、会長・会長代理・私の3名で出席しております。

(11) 4月27日に、第46回南十勝B&Wショウが開催され、代理で私が出席しております。

4番 その他でございます。

(1) から (3) までについてですが、別紙がついております。

(1) 別紙1ですが、大樹町農業委員会会議規則の一部改正についてでございます。主な点としまして、第15条の6を見直させていただきまして、「(3) 未成年者」「(4) 知的障害者」という文言を除き、文言を訂正しております。

(2) 別紙2ですが、大樹町農業委員会規則の一部改正についてでございます。今後は、一般選挙ではなく、選任となりますので、文言を修正しております。

(3) 別紙3ですが、大樹町農業委員会事務局規程の一部改正についてでございます。第5条の総務係(10)「農業生産法人」という文言を「農地所有適格法人」に修正しております。

(4) 大樹町農業委員の募集の終了についてですが、3月21日から4月25日までの36日間を募集期間としておりました。定数18名のうち、団体推薦が17名、個人応募が1名となっております。

(5) 農地等の現況照会について、釧路地方裁判所帯広支部から2件の照会が来ております。(氏名)が所有している(地区)と(地区)の土地についての現況照会です。晩成の土地については、全農地が農地以外であるということで現況証明願いが出ており、議決を得ておりますので、非農地ということで報告しようと考えております。また、(地区)の土地につきましては、4月19日に第3班で現地を見ていただきまして、まだ農地として使える土地があると判断いただいております。該当する土地は農地であるということで報告しようと考えております。この総会後に釧路地方裁判所帯広支部へ回答しようと考えております。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

4番
川原委員

参考までに確認しておきたいのですが、雪腐病が一部発生していると聞いておりました、ドローンやヘリで実施したからではないか、と質問を受けました。機械による防除の仕方が悪かったのではないか、という指摘なんです。何か情報はありますか。

水津局長

聞いたところによると、防除が遅かった場所で雪腐病が発生したと伺っております。その際にはドローンの話は出ておりませんでした。

議長

欠席しておりましたので、確認して後日報告いたします。
他にありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第12号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局協

議案第12号、現況証明願いについて、提案説明いたします。

今回ご審議いただきます現況証明願いは1件であります。

申し出のありました現況証明願いについて、農地法関係事務処理要領に基づきまして、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第12号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下2筆

公簿地目 畑 現況地目 農地及び採草放牧地以外

地積面積 合計4,878㎡

平成29年4月20日に、第1班山本班長のもと現地調査を行いました。

農地及び採草放牧地として使用できない部分を本現況証明による申請で、登記簿地目を現況地目に変更する案件です。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号一番について、第1班より、報告を求めます。

第1班・班長、山本 宏一委員から報告願います。

9番

報告いたします。

山本委員

現状は低い土地となっており、水が溜まりやすい農地であることを班でも確認済みです。今後も畑として使用することは困難であるので、登記簿地目を変更しても問題ない農地であることを確認しています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可についての
件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申
上げます。

今回ご審議いただきます農地法第3条第1の規定による許可申請は3件であ
ります。内容は売買が2件、交換耕作の使用貸借が1件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろ
しく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたしま
す。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下5筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計286,735㎡

理由 譲渡人 経営の縮小に伴う譲渡

譲受人 経営の拡大に伴う譲受

借受人等の経営地の状況

自作地 189,051㎡

使用収益権を有する土地 708,298㎡

経営地の合計 897,349㎡

労働力 6名 家畜の状況 肉牛 103頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬 減農薬

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付予定 輪作

売買 売買価格 51,620,000円 反当り180,000円

地区担当委員は梶澤委員となっております。

番号2番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下3筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計130,440㎡

理由 譲渡人 経営の縮小に伴う譲渡

譲受人 経営の拡大に伴う譲受

借受人等の経営地の状況

自作地 189,051㎡

使用収益権を有する土地 708,298㎡

経営地の合計 897,349㎡

労働力 6名 家畜の状況 肉牛 103頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬 減農薬

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付予定 輪作

売買 売買価格 21,392,000円 反当り 164,000円

地区担当委員は梶澤委員となっております。

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,569㎡のうち40,000㎡

理由 貸主借主ともに所有農地の交換耕作

借受人等の経営地の状況

自作地 785,994.75㎡
使用収益権を有する土地 150,862.00㎡
経営地の合計 936,856.75㎡
労働力 5名 家畜の状況 乳牛 210頭
周辺地域との関係
水利調整 該当なし
農薬 減農薬
共同防除活動 該当なし
遺伝子組換え作物 なし
作付予定 輪作
使用貸借 1年間 無償
地区担当委員は高田委員となっております。

1番の案件につきましては、(譲渡人)が規模縮小のため農地を手放し、(譲受人)と相対で売買を行うものであります。

2番の案件につきましては、(譲渡人)が規模縮小のため農地を手放し、(譲受人)と相対で売買を行うものであります。

3番の案件につきましては、(貸主)と(借主)が交換耕作のために使用貸借を行うものであります。

1番から3番までの案件につきましては、ページの後ろに添付してごさいます調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する3条許可をすることができない要件に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について地区担当委員より報告を求めます。

梶澤 忠男委員から報告願います。

14番
梶澤委員

議案第13号の1番についてですが、事務局から説明があったとおりでございます。(譲渡人)が経営規模縮小のため、農地を手放すものです。(譲受人)が農地を使うことで両者の話し合いが付き、買い受けるものです。4月24日に事務局と現地調査を行い、農地としての効率的な利用と周辺農地との総合的な利用に問題がないことを報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願います。

次に、議案第13号の2番についてです。先程事務局から説明があったとおりです。(譲渡人)が経営規模縮小のため、農地を手放すものです。(譲受人)が農地を使うことで両者の話し合いが付き、買い受けるものです。4月24日に事務局と現地調査を行い、農地としての効率的な利用と周辺農地との総合

的な利用に問題がないことを報告いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

次に番号3番について地区担当委員より報告を求めます。

高田 利明委員から報告願います。

2番
高田委員

議案第13号3番について報告いたします。(貸主)と(借主)が交換耕作のため、互いの農地を無償で貸付けるものです。4月19日に事務局と現地調査を行い、農地としての効率的な利用と周辺農地との総合的な利用に影響がないことを報告いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番
竹内委員

1番と2番について、先程地区委員から地域に与える影響はないと報告がありましたが、中には欲しいという方もおられたという話も聞きました。なぜこれが3条でなければならなかったのか、説明頂きたいと思います。農業経営基盤強化法ではだめだったのか、あっせんではいけなかったのか、ということをお伺いしたいと思います。

議長

このことに関しては、関係機関に慎重に対応していただき、地域利用調整には十分考慮するようお願いしました。地区担当委員にも農事組合長にも、時間をかけて説明したと伺っています。その中で、農事組合員に集まってもらい、経緯等を説明し、十分ではなかったかもしれないけれど、理解してもらったということです。今までは、買い手の(譲受人)が地続きになる土地を持っていたが、別の農事組合員が賃貸で使用していた、ということもご理解頂きたいと思います。

今後こういった案件は出てくると思いますが、その都度地域での利用調整について問題がないか、助言していくことになるかと思っています。

6番
竹内委員

了解しました。

議長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第14号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第14号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議いただきます農地法第4条の規定による許可については3件であります。内容は農業用施設の建設に伴う転用が3件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明願います。

笹田係長

議案第14号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下 2筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 1,336㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

乾草庫 1棟	建築面積	453㎡	所要面積	453㎡
作業敷地			所要面積	883㎡
			合計所要面積	1,336㎡

転用の許可理由 農地法第4条第6項

平成29年4月18日に第4班竹内班長のもと現地確認を行なっております。
なお、本案件は（申請者の父）の農地に（申請者）が農業用施設を建設するものなので、本来ですと（申請者の父）に農地を返還した上で5条の転用を行うものでありますが、（申請者の父）が経営移譲年金の受給者であることから、（申請者の父）に同意書を頂き農地の返還を伴わないまま、4条の転用を行います。転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっておりますので、転用申請と合わせて農業用施設用地への変更の申し出を行なっております。許可理由は農地法第4条第2項の規定による転用となります。また、チェックリスト、施設の配置図などを次のページ以降に添付してございますので、ご参照願います。なお、申請面積が3,000㎡以下であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。また、農業振興地域整備計画の用途変更は、軽微な変更により農地から農業用施設用地になる農地で、農地転用と同時に許可が出る見込みとなっております。工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、調査班より、調査報告を求めます。

番号1番について、第4班班長 竹内 稔委員、報告願います。

6番

議案第14号1番について報告申し上げます。

竹内委員

これは、（申請者）が飼料庫を建設するため転用を行うものです。申請者は経営規模の拡大に伴い、既存の施設だけでは牧草置場を確保できなくなっており、当該地に建設することで作業効率の向上と労働負担の軽減が見込まれます。現地調査を行った結果、回りの既存施設の配置から代替地もなく、農作業に支障を及ぼさない申請地であり、資金の面からも実効性があると判断いたしました。また、施設の面積も必要最小限の用地と判断し、許可することは止むを得ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第14号、番号1番の農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として、農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは番号2番の内容について、事務局より説明いたします。

笹田係長

番号2番について説明いたします。

番号2番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 48,277㎡のうち4,165㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

サイレージ 所要面積 1,556.18㎡

パーラー 1棟 建築面積 777.20㎡ 所要面積 2,105.03㎡

作業敷地 所要面積 503.99㎡

合計所要面積 4,165.00㎡

(4,165.20㎡)

転用の許可理由 農地法第4条第6項

平成29年4月20日に第1班山本班長のもと現地確認を行なっております。

こちらの案件でございますが、（申請者の父）の農地に（申請者）が農業用施設を建設するものですので、本来ですと（申請者の父）に一度農地を返還した上で5条転用を行うものですが、（申請者の父）が経営移譲年金の受給者であることから、同意書を頂き農地の返還を伴わないまま、4条の転用を行います。転用基準ですが、農業振興地域整備計画において既に農業用施設用地として用途変更されている土地でございます。次のページ以降にチェックリスト、施設の配置図等を添付してございますので、ご参照願います。申請面積が3,000㎡を超えますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要になる案件となります。工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば台帳地目を変更いたします。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号2番について、第1班班長 山本 宏一委員より、調査報告を求めます。

9番

報告いたします。

山本委員

申請地は、既存のフリーストール牛舎に並列して通路を活用し、建設するパーラーに牛舎を呼び入れるには最適な場所で立地的には問題なく、回りの既存施設の配置から他の代替地もなく、農作業に支障を及ぼさない申請地であり、資金の面からも実効性があると班では判断しました。また、施設の面積も必要最小限の用地と判断し、許可することもやむを得ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第14号、番号2番について、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として北海道農業会議に意見書を提出すること、並びに農業委員会会長の専決処分について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
それでは番号3番について、事務局より説明いたします。

笹田係長

番号3番について説明いたします。

番号3番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下3筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 3筆合計 9,495㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

牛舎	1棟	建築面積	1,347.84㎡	所要面積	1,347.84㎡
エプロン	1式	建築面積	466.56㎡	所要面積	466.56㎡
堆肥置場	1棟	建築面積	622.08㎡	所要面積	622.08㎡
バンカー	1棟	建築面積	800.00㎡	所要面積	800.00㎡
ラップ置場	1式			所要面積	800.00㎡
作業スペース				所要面積	5,459.42㎡
				合計所要面積	9,495.00㎡
					(9,495.90㎡)

転用の許可理由 農地法第4条第6項

平成29年4月19日に第3班木村班長のもと現地確認を行なっております。
こちらの案件でございますが、牛舎、堆肥舎は平成29年8月中旬に着工し、
12月中旬までの工期と伺っております。バンカーは10月から11月にかけて盛土の運搬を行い、冬期間は工事を中止し来年5月ごろの完成を予定しております。工事期間が2ヶ年にまたがる案件になります。転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっており、転用申請と合わせて農業用施設用地への変更申出を行なっております。許可理由は農地法第4条第2項によ

るものとなります。また、次のページ以降にチェックリスト、施設の配置図等を添付してございますので、ご参照願います。申請面積が3,000㎡を超えますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要になる案件となります。農業振興地域整備計画の用途変更は、軽微な変更により農用地から農業用施設用地になる農地で、農地転用と同時に許可が出る予定です。工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号3番について、第3班班長 木村 博文委員より、調査報告を求めます。

12番

議案第14号農地法第4条の案件でございます。

木村委員

現地調査を4月19日午前10時より、地区担当の前田委員にもご協力いただきまして、牛舎等建設に係わる内容について調査させていただきました。審議の結果でございますが、申請者は経営規模の拡大に伴いまして、新たな牛舎及びバンカーを必要としております。今回の申請地は、他の農業用施設に隣接する形となり、新たに施設を建設するには最適な場所でございます。立地的には問題ないと班では判断いたしました。また、資金の面からも実効性があり、施設の面積も必要最小限の用地と判断いたしました。大変大きい面積ではございますが、許可することは止むを得ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第14号、番号3番について、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として北海道農業会議に意見書を提出すること、並びに農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第15号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第15号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議いただきます農地法第5条の申請件数は5件であります。内容につきましては、農業用施設の建設に係る転用が4件、駐車場造成等に係る転用変更が1件でございます。

その申請内容の可否につきましてご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第15号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 19,568㎡のうち588㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

乾草庫 1棟 建築面積 291.60㎡ 所要面積 291.60㎡

通路 所要面積 296.40㎡

合計所要面積 588.00㎡

転用基準 農地法第5条第2項

平成29年4月19日に第3班木村班長のもと、現地確認を行なっております。

こちらの案件でございますが、農業振興地域整備計画において既に農業用施設用地として用途変更されております土地になります。許可理由は、農地法第5

条第2項の規定によるものです。また、次のページ以降にチェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。申請面積が3,000㎡以下となりますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

番号2番

譲渡人 (地区) (氏名)、(氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下2筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 26,557㎡

目的 駐車場他造成及び排水処理施設、特別高圧受変電設備の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

駐車場 所要面積 9,866.26㎡

通路 所要面積 2,414.00㎡

緑地 所要面積 10,316.11㎡

排水処理施設 1棟 建築面積 357.61㎡

所要面積 3,171.39㎡

変電所 所要面積 790.16㎡

合計所要面積 26,557.00㎡

(26,557.92㎡)

転用基準 農地法施行令第11条第1項第1号

こちらは、昨年11月29日付で許可を出した案件の、事業計画の変更承認申請となっております。許可の日からの工事の進捗状況ですが、現在は所有権の移転登記のみで、工事については、未着工です。なお、変更前の計画どおりに遂行できない理由としまして、工場設備の老朽化と能力不足が重なったためです。代替地の検討をした結果、今回申請している事業計画を変更し、工場設備を建設するということになりました。既存施設の場所に新たに設置するには、工場の操業を停止せざるを得ない危機的状況になることや敷地的にも十分な用地を確保できないため、変更前の計画と比較し、同等かそれ以上の緊急性及び必要性がある、ということで認められる案件でございます。転用基準ですが、市街地が近いことから農用地から除外されており、10ha以上の一団の農地であるので、区分は第1種農地となります。許可理由は、農地法施行令第11条第1項第1号の規定によるものです。次のページにチェックリスト、施設の配置図などを添付しておりますので、ご参照願います。こちらの案件は、北海道農業会議への意見聴取を済ませた案件の変更承認申請となりますので、本総会で決定されれば許可が出せる案件です。後ろに添付してございます、図面

番号5と書かれた図面をごらんください。点線を赤で囲った部分が変更前に駐車場を造成すると伺っていた計画面積でございます。計画の変更前と変更後と比較していただけるかと思います。

番号3番と4番については、関連した案件でございますので、連続して説明いたします。

番号3番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 24,626㎡のうち4,950㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

育成舎 1棟 建築面積 1,749.60㎡

所要面積 1,749.60㎡

エプロン 1棟 建築面積 116.64㎡

所要面積 116.64㎡

堆肥舎 1棟 建築面積 583.20㎡のうち291.60㎡

所要面積 291.60㎡

堆肥舎 1棟 建築面積 349.92㎡

所要面積 349.92㎡

通路

所要面積 2,442.24㎡

合計所要面積 4,950.00㎡

番号4番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 1,422㎡のうち550㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

育成舎	1棟	建築面積	1,749.60㎡	
エプロン	1棟	建築面積	116.64㎡	
堆肥舎	1棟	建築面積	583.20㎡のうち291.60㎡	
				所要面積 291.60㎡
堆肥舎	1棟	建築面積	349.92㎡	
通路				所要面積 258.40㎡
				合計所要面積 550.00㎡

転用基準 農地法第5条第2項

平成29年4月20日に第1班山本班長のもと、現地確認を行なっております。

こちらの申請地は、5条申請による（貸主）との使用貸借の申請となりますが、将来的には売買で所有権を移転する予定と伺っております。転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっており、転用申請と合わせて農業用施設用地への変更申出を行なっております。許可理由は、農地法第5条第2項の規定によるものです。また、次のページ以降にチェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。申請面積が3,000㎡を超えますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要になる案件となります。また、農業振興地域整備計画の用途変更は、軽微な変更により農用地から農業用施設用地になる農地で、農地転用と同時に許可が出る予定です。

番号5番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 30,867㎡のうち2,234.70㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

育成舎 1棟 建築面積 466,56㎡ 所要面積 1,834.70㎡

エプロン 1棟 建築面積 373.41㎡

堆肥置場 1棟 建築面積 48.60㎡

作業用通路 所要面積 400.00㎡

合計所要面積 2,234.70㎡

転用基準 農地法第5条第2項

平成29年4月20日に第1班山本班長のもと、現地確認を行なっております。

転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっており、転用申請と合わせて農業用施設用地への変更申出も行なっております。許可理由は農地法第5条第2項による転用となります。また次のページ以降にチェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。こちらは、申請面積が3,000㎡以下となりますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。また、農業振興地域整備計画の用途変更は、軽微な変更により農用地から農業用施設用地になる農地で、農地転用と同時に許可が出る予定となっております。以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より、調査報告を求めます。

番号1番から2番について、第3班班長 木村 博文委員報告願います。

12番

議案第15号農地法第5条の案件でございます。

木村委員

1番の件に係る現況調査ですが、4月19日午前10時より、地区担当の前田委員にもご同行いただきまして、(申請者)の乾草庫の建設に係わる審議をさせていただきました。申請地ですが、建設する乾草庫ですが今年の台風により倒壊したことで、新たに建設したい、というお話でございました。現地調査を行った結果、周りの既存施設の配置から代替地もなく、農作業に支障を及ぼさない申請地でありまして、資金の面からも実効性があると判断いたしました。施設の面積も必要最小限の用地と判断いたしまして、許可することは止むを得ないと判断いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

続いて2番の案件でございますが、今年の10月に現地調査を行った案件でございまして、4月の19日にこの件の現況確認を第3班で行いました。先程事務局より詳しい説明がありましたけれども、駐車場の造成、排水処理施設、変電設備等を内容の変更ということで申請を上げられました。本申請は今年の10月に申請のあった駐車場造成の変更承認申請でありまして、北海道農業会議への意見聴取も終わっている案件でございます。当初の申請における転用面積からの変更はありませんけれども、内容の変更のみの確認となります。変更理由につきましては、工場設備の急な老朽化によりまして、既存敷地内で新たに代替施設を建設すると、工場の操業に著しい影響があることから、本計画の変更を行い、駐車場造成に追加する形で施設を建設するものであります。一度許可した案件であり、農作業に支障を及ぼさない申請地でありまして、資金の面からも実効性があると判断いたしました。また、申請面積も必要最小限の用地と判断いたしまして、許可することは止むを得ないと判断いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

次に、番号3番から5番について、第1班班長 山本 宏一委員報告願います。

9番

説明いたします。

山本委員

3番4番が関連しているので、先に説明いたします。

育成舎を建設するための転用申請です。本案件はヨーネ病で牛が預け先から戻されるため牛舎が不足しており、過密状態では牛の状態も良くなり、経営に著しい影響を及ぼすおそれがある、ということで申請されたものです。現地調査を行った結果、申請地は優良農地ではありますが、周りの既存施設の配置から代替地もなく、作業ラインの効率性も良い申請地であり、資金の面からも実効性があると班では判断しました。また、施設の面積も必要最小限の用地と判断し、許可することは止むを得ないと判断しましたので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、5番の案件です。こちらも育成舎建設です。本案件は、経営規模の拡大に伴い、既存の育成施設だけでは過密状態になり、疾病や発育不良のリスクが高まることから、申請されたものです。新たな育成舎は3ヵ月から6ヵ月齢の子牛を160頭程度収容可能であり、昨年建設した哺育舎に隣接されることで、作業効率の向上と労働負担の軽減が見込まれるものです。現地調査を行った結果、周りの既存施設の配置から代替地もなく、資金の面からも実効性があると班では判断しました。また、施設の面積も必要最小限の用地と判断し、許可することは止むを得ないと判断しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

休憩いたします。

議長

再開いたします。

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第15号、番号1番から5番の農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として北海道農業会議に意見書を提出すること、並

びに農業委員会会長の専決処分についてご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明いたします。

今回ご審議いただきます、農用地利用集積計画の申請件数は6件です。内容は賃貸借が6件です。このうち転貸が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

地目 農地台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 33,031㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃貸借の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

利用権の期間 平成29年5月1日から平成39年4月30日までの10年間

借賃 年額 210,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件でございます。

こちらの案件でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、経営面積や農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
議案第16号、番号1番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
それでは番号2番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは説明いたします。
利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権設定等に係る土地の表示、成立する法律関係、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、利用権の期間、借賃、備考の順に説明いたします。

番号2番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下3筆 畑 合計60,560㎡

賃貸借 賃貸借の設定 普通畑として利用

平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間

10a当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件でございます。

番号3番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下2筆 畑 面積 26,362㎡

賃貸借 賃貸借の設定 普通畑として利用

平成29年5月1日から平成39年4月30日までの10年間

10a当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件でございます。

番号4番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下5筆 畑 合計38,637㎡

賃貸借 賃貸借の設定 普通畑として利用

平成29年5月1日から平成39年4月30日までの10年間

10a当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件でございます。

番号5番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下3筆 畑 合計33,304㎡

賃貸借 賃貸借の設定 普通畑として利用

平成29年5月1日から平成39年4月30日までの10年間

10a当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件でございます。

番号6番

(地区) (氏名)

(地区) (氏名)

(地番) 以下2筆 畑 34,673㎡

賃貸借 転貸 普通畑として利用

平成29年5月1日から平成37年4月30日までの8年間

10a当り 6,300円 毎年12月20日までに指定口座に振込

こちらは更新の案件でございます、所有者は(氏名)となっております。

これらの案件でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、経営面積や農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。調査書は後ろに添付してございますので、ご確認願います。

以上で説明を終わります。

議長

内容説明が終わりました。
休憩いたします。

議長

再開いたします。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第16号、番号2番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第7、議案第17号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第17号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価について提案説明いたします。
農業委員会の適正な事務実施における農林水産省の経営局長通知に基づきまして、3月の総会でお認め頂きました農政委員会に付託されました。この農政委員会に諮り活動の点検・評価を行いまして、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして報告申し上げますので、その内容についてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第17号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

農業委員会の事務につきましては、審議の透明化を図るために議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならない、とされてきた他、農業委員会の活動について、広く一般に知って頂くよう、活動状況をまとめ、ホームページ等で毎年6月末までに公表しなければならないこととなっております。4月6日に開催されました農政委員会にて協議していただきましたものと同様の内容となりますので、例年との大きな違い等要点のみを簡単に説明させていただきます。

まず、1ページ目の農業委員会等の状況につきましては、お手元の資料のとおりでございます。続きまして2ページ目、担い手への農地の利用集約化でございますが、2月の総会で大樹町長からの意見照会がありました、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しをする際に、町内の集積の対象となる農地の面積の見直しが行われました。平成28年度の目標は、見直し前の数値を基に設定されておりますので、目標を設定する際に使用した数値と実際の値との間にかい離があったため、結果としてその目標の達成には至っておりません。続きまして、3ページ目の新たに農業経営を営もうとする者の促進から5ページ目の違反転用への適正な対応については、お手元の資料を後程ご覧いただきたいと思っております。続きまして6ページ目、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、6番の項目3の農地所有適格法人からの報告への対応のうち、法人の要件を欠く恐れがあった法人に、一般法人へ移行するよう助言を行った件数が1件ございます。その他の部分については、お手元の資料のとおりでございます。続きまして8ページ目、7番の地域農業者等からの主な意見・要望についてですが、農政委員会で協議して頂いたあと、4月14日まで本点検・評価案を縦覧しておりましたが、特に意見等はございませんでした。続きまして8番、事務の実施状況の公表等ですが、議事録の公表については、例年からの変更点としまして、本年度からホームページでの公表を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に農政委員長より報告願います。

7番

穀内委員

議案第17号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価について説明いたします。

3月の総会時に農政委員会に付託されたものの件でありまして、4月6日農政委員会を開きました。事務局作成の点検・評価案を基に内容を協議いたしまして、内容については事務局が説明したとおりであります。農政委員会で協議したあと、4月14日まで縦覧しましたが、特に意見等はありませんでした。意見等が無かったため、議案のとおり点検・評価とすることで、農政委員会で決定いたしました。

審議の程、よろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第17号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、承認されました。

日程第8、議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について提案説明いたします。

議案第17号と同様、農業委員会の適正な事務実施における農水省の経営局長通知に基づきまして、農政委員会に付託されました。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして報告申し上げますので、その内容について承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

説明いたします。

先の議案で説明いたしました平成28年度点検・評価と同様に、4月6日に開催されました農政委員会にて協議していただきましたものと同様の内容となりますので、大きな違い等の要点のみを簡単に説明させていただきます。

まず、1番の農業委員会の状況につきましては、お手元の資料のとおりでございます。後程ご確認いただければと思います。2番の担い手への農地の利用集約化でございますが、見直し後の農業経営基盤強化の基本構想では、10年間で集積率を95%とする目標を立てております。現在の集積率が91.5%となりますので、その差であります3.5%を10年間で達成するものと計算して、3.5%を10で除した値である0.35%を1年間の目標として設定しております。続きまして、3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進から5番の違反転用への適正な対応については、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しいただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に農政委員長より報告願います。

7番
穀内委員

議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

3月の総会時に農政委員会に付託された案件でありまして、4月6日農政委員会を開いております。事務局作成の活動計画案を基に内容を協議いたしました。内容については、事務局が説明したとおりであります。農政委員会で協議したあと、4月14日まで縦覧しましたが、特に意見等はありませんでした。意見等が無かったため、議案のと通りの計画とすることで農政委員会で決定いたしました。

審議の程、よろしく願います。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、承認されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

水津局長

次回の総会につきましては、会長と協議いたしました結果、5月26日（金）午後1時30分を予定しています。よろしくお願い致します。

議長

以上をもって、第35回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年4月28日

会 長 鈴木正喜

委員(12番) 末和洋文

委員(13番) 吉田洋一